

対人地雷禁止条約（オタワ条約）第7回プレッジング会合
小田原副大臣ステートメント（ビデオメッセージ）（仮訳）
（2022年3月1日（火）於：ジュネーブ）

オルモス（H.E. Ms. Alicia Arango Olmos）コロンビア・ジュネーブ国連代表部大使閣下、
御列席の皆様、

まず初めに、オルモス大使の対人地雷禁止条約第20回締約国会議議長就任をお祝い申し上げると共に、様々な制約が続く中で、議長及びそのチームが、本日のこの重要な会合の開催に尽力されたことに謝意を表します。

議長、

日本が他の多くの締約国と共にオタワ条約に署名した1997年から、本年で四半世紀が経ち、本日（3月1日）は、まさに条約が発効してから23年となります。対人地雷対策におけるこれまでの進捗を、全ての締約国の皆様と共に祝したいと思います。

しかし、地雷問題は世界の様々な場所で依然深刻です。2020年の地雷及び不発弾による犠牲者（死者及び負傷者）は、記録されているだけでも7,000人以上でした。立場の判明している犠牲者のうち80%が民間人であり、年齢の分かる犠牲者の半数が子どもでした。

こうした悲劇の多くが、紛争や不安定な治安情勢、或いは貧困のために既に厳しい状況に置かれた開発途上国で発生しています。さらに、紛争後も地中に埋まっている地雷が、住民の安全や生活を長期的に脅かし、将来の世代に苦難の種を残しています。また、地雷が除去された後も、地雷被害者は包括的・持続的な支援を必要としています。

第4回検討会議で我々が採択した「オスロ政治宣言」を想起し、命・生活・尊厳を守り、人間の安全保障を確実なものとするため、「オスロ行動計画」の実施を更に進めなければなりません。それはもちろん、持続的な開発目標（SDGs）の実現にも資するものです。

こうした認識の下、我が国は、（この条約の）「協力と支援強化委員会」の委員長として、地雷対策の推進に継続的に貢献しています。

議長、

我が国は、地雷除去支援において、深刻な地雷・不発弾被害を受けた国に対する継続的な

支援、地域協力・南南協力の推進、地雷・不発弾の被害者に対する包括的な支援、の３点を方針としています。かかる方針に基づき、またその知見や技術を活かし、我が国は、国連地雷対策サービス部（UNMAS）及び関係国際機関並びにNGOと連携しつつ、対人地雷除去及び地雷回避教育を始め幅広い分野のプロジェクトを支援してきました。２０２０年度には、２１か国・地域において総額約３，９００万ドルの支援を実施しました。

議長、

条約履行支援ユニット（ISU）の役割は、条約履行のあらゆる側面にとって重要です。ISUの安定的な運営は条約履行の確実な進捗に直結しています。かかる観点から、我が国は、ISUに対する任意拠出を２０１５年度から実施してきました。

本年は、我が国として、２０２２年度予算にて日本円で約２８０万円、約２万３千７００スイスフランを、ISUの活動に拠出するため、国内手続中であることを表明します。この拠出が、対人地雷のない世界の実現という目標達成に寄与することを期待します。

議長、

２０２５年までに対人地雷のない世界を実現するとの我々の目標の期限が迫っています。「対人地雷によって引き起こされる苦痛や犠牲を終わらせる」ため、我が国は今後も、締約国、国際機関及び市民社会と協力して地雷対策を推進していく所存です。

（了）